

リアルタイム GPS データロガーおよびリモート海洋センサー機器保守管理業務 規約

本規約は、株式会社環境シミュレーション研究所（以下『弊社』とします。）が「GPS データロガーおよびリモート海洋センサー機器保守管理業務（以下『保守業務』とします。）をお客様に提供する場合は提供条件を定めたものです。お客様は契約の申込にあたり本規約の内容を承諾したものとします。

第1条（保守業務）

保守業務とは「お客様が弊社からお買い上げいただいた弊社製品に保守業務期間中に障害が発生し、弊社サポートにその旨のご連絡を頂いた際に、弊社サポートが、その障害の原因を診断、特定してその障害を除去するための助言等の業務を、また必要な場合にオンサイトエンジニアを派遣し、障害が発生した不良部品の交換をする業務」を意味します。保守業務の実行は、弊社の判断と責任のもとで、協力会社に委託する場合がございます。

第2条（保守業務の委託）

お客様は、弊社からお買い上げいただいた製品の保守業務を弊社に有償で委託します。

第3条（有効期間）

保守業務の有効期間は1年とし、途中解約はできません。

第4条（保守業務の対象）

1. リアルタイム GPS データロガー機器の保守

- （1） 漁船などに設置されたリアルタイム GPS データロガー機器について、動作不良があった場合、機器の修理・交換を行う。
- （2） 保守の対象となるのは製品名「RealMC」「RealMC-02」「RealMC-03」である。その他の付属機器については保守の対象外とする。
- （3） リアルタイム漁海況情報収集システム機器からのデータを受信し、データ転送状況やGPS・水温計等接続されている機器の動作のモニタリングを行う。

2. リモート海洋センサー機器の保守

- （1） 漁船などに設置されたリモート海洋センサー機器について、動作不良があった場合、機器の修理・交換を行う。
- （2） 保守の対象となるのは製品名「ワイヤレス SBT」「SeaLinC TD-Sensor」である。その他の付属機器については保守の対象外とする。

第5条（保守業務の対象外）

第4条の規定に拘わらず、以下の各事由のいずれかに該当する場合、保守業務の対象外となりますので予めご了承ください。

- （1） 部品の増設・追加・変更により生じた障害

- (2) 故意、過失または不適切な使用および誤った操作に起因する製品の障害
- (3) 天災地変、座礁、沈没等の事由に起因する製品の障害
- (4) 適正でない設置環境、供給電力の不適正使用、ならびに静電気に起因する障害
- (5) その他、機器本来の仕様から逸脱した場合による障害

第6条（保守業務の料金）

1. 保守業務の料金は、別途個別契約書にて定められた支払期日までにお願います。
なお、保守業務料金の支払が期日までになされなかった場合、保守業務の提供をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
2. 保守業務料金の返金はいたしません。

第7条（保守業務料金の変更）

保守業務の料金が機器の老朽化、社会情勢の変化等により不相当と認められる場合には、契約更新時に料金と内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

第8条（修理部品の取扱い）

1. 保守業務を長期かつ安定して提供するため、また、環境保護等を推進するために、弊社の判断により修理の際に再生部品または代替部品を使用することがあります。
2. 保守業務により、部品交換を行い取り外した故障部品については、お客様はその所有権を放棄し、弊社に移転するものとします。当該故障部品は、弊社の所有物として、弊社の判断により、再生、利用または廃棄等をおこないますので、予めご了承ください。

第9条（注意事項）

1. お客様による切り分け作業
弊社サポートが故障内容の原因特定を行う際に、お客様に何らかの作業を行っていただく場合がございます。

第10条（免責事項）

1. 生産終了または世界情勢の変化により入手が困難な部品に関しましては、同等性能を維持できる部品にて対応することがあります。また上記理由から入手に時間が要する場合もございますので、予めご了承ください。
2. 不具合切り分けに際し、以下に該当する場合については、サポートの判断により、当該弊社製品の一部もしくは全部を回収させていただく場合があります。
 - (1) 切り分け作業に膨大な時間を要するとサポートが判断した場合
 - (2) 不具合内容が一貫しない、または再現頻度が低く、別環境による切り分けが必要であると、サポートが判断した場合
 - (3) 第1項および第2項に該当しない場合であっても、当該構成部品の切り分け作業を設置場所にて実施できない場合

第 1 1 条（保守業務対応時間）

保守業務の対応時間は原則として弊社営業日かつ午前 9 時から午後 1 8 時までとします。

第 1 2 条（保守期間）

減価償却・リース期間の設定などに用いられる「減価償却資産の耐用年数表 別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」の 種類：「器具及び備品」、構造又は用途「3 時計、試験機器及び測定機器」、細目：「試験又は測定機器」に合わせて、製品保守期間を最長 5 年とします。

第 1 3 条（協議）

本規約に定めのない事項については、お客様と弊社の間にて別途協議の上これを決定します。

以上

平成 2 8 年 1 1 月施行

令和元年 8 月改訂

令和 2 年 9 月改訂

令和 3 年 4 月改訂

令和 3 年 1 2 月改訂

令和 5 年 1 月改訂